

東京 2020 参画プログラム
マーク等取扱い基準
(Ver. 2.0)

2017 年 7 月

公益財団法人
東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会

I. はじめに

- ・本基準は、公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会（以下「組織委員会」といいます。）が管理するオリンピック・パラリンピックに関する知的財産のうち、組織委員会が認証した事業又はイベント（以下、総称して「アクション」といいます。）に使用することを認めた「東京 2020 公認プログラム」のロゴマーク（以下、「東京 2020 公認マーク」といいます。）、及び「東京 2020 応援プログラム」のロゴマーク（以下、「東京 2020 応援マーク」といいます。）、並びに、東京 2020 公認プログラム及び東京 2020 応援プログラムに係るプログラム名称（以下、「プログラム名称」といいます。）の使用に関する取扱い基準の概要を説明するものです。
- ・東京 2020 公認マーク、東京 2020 応援マーク及びプログラム名称（以下、総称して「マーク等」といいます。）は、日本国内では商標法、不正競争防止法又は著作権法等により保護されています。
- ・マーク等は、組織委員会の認証を受けたアクション以外に使用することはできません。アクションに対して、マーク等の使用を希望される方は、組織委員会の定める東京 2020 参画プログラムガイドライン（以下、「ガイドライン」といいます。）に基づき、個々のアクションを申請し、組織委員会の認証を得て、使用していただきますようお願い申し上げます。

II. 東京 2020 公認マーク、東京 2020 応援マークについて

- ・認証を受けたアクションに対して、後述する使用方法で、以下のマークを使用することができます。分野別のマークは巻末の「分野別マーク一覧」をご参照下さい。
- ・東京 2020 公認マークは、原則、デュアルエンブレムが入ったマークを使用して頂きますが、アクション内容がオリンピック又はパラリンピックに特化する場合は、オリンピックエンブレム又はパラリンピックエンブレムどちらか一方のみが入ったマークを使用して頂きます。

<東京 2020 公認マーク（デュアルエンブレム）>



<東京 2020 公認マーク（オリンピックエンブレム）>



<東京 2020 公認マーク（パラリンピックエンブレム）>



<東京 2020 応援マーク>



Ⅲ. 認証対象となるアクション

- ・組織委員会が定める大会ビジョン及びアクション&レガシープラン 2016 に記載のレガシーコンセプトと合致し、東京 2020 大会機運醸成やレガシー創出に資すると認められる事業又はイベントが認証対象となりますが、詳細は組織委員会の定めるガイドラインをご参照ください。

Ⅳ. 使用が認められる組織／団体

- ・認証を受けたアクションについて、東京 2020 公認マーク及び東京 2020 公認プログラム名称の使用が認められる組織・団体は、以下となります。

<主催者（共催者含む）>

1. 開催都市（東京都・都内区市町村）
2. 各府省庁
3. 会場関連自治体
4. JOC

5. JPC

6. 大会放送権者

7. 組織委員会又は IOC もしくは IPC のスポンサー (以下、「スポンサー」といいます。)

<協力者 (後援ほかアクション実施に際して協力・支援等を行う主体) >

主催者の事業に協力する全ての組織が、開催都市 (東京都・都内区市町村)、各府省、地方公共団体、JOC、JPC、公益法人、その他これらに準じる非営利団体等であって組織委員会が適当と認める団体又はスポンサーのいずれかであること。

- ・ 認証を受けたアクションについて、東京 2020 応援マーク及び東京 2020 応援プログラム名称の使用が認められる組織・団体は、以下となります。

<主催者 (共催者含む) >

1. 地方自治体

2. 公益法人

3. その他これらに準じる非営利団体等であって組織委員会が適当と認める団体

対象団体については、「東京 2020 参画プログラムガイドライン 別紙 2. 東京 2020 参画プログラム対象団体一覧」を参照のこと

※上記に該当する団体は、以下の項目を満たしていることが条件となります。

- ・ 定款、寄付行為、規約又はこれらに類するものを有するとともに、執行組織及び会計組織が確立し、事業遂行能力が十分あること。
- ・ 反社会的勢力との関係がない又はその恐れがないこと。
- ・ 政治活動を目的としないこと。
- ・ スポンサーのマーケティング活動及びカテゴリーを侵害しない団体であること (その判断は組織委員会が行う)

<協力者 (後援ほかアクション実施に際して協力・支援等を行う主体) >

以下に掲げる要件を全て満たしていること

1. 主催者に協力する全ての組織が、地方公共団体、公益法人、その他これらに準じる非営利団体等であって組織委員会が適当と認める団体であること。
2. 反社会的勢力との関係がない又はその恐れがないこと。
3. 政治活動を目的としないこと。

V. 使用承認

- ・ 認証を受けたアクションへのマーク等の使用に際しては、以下事項に同意することが必要となります。

1. マーク等の使用は、使用を希望するアクションごとに、組織委員会が指定する Web 申請システムにてマーク等の付与が必要な時期から遡って 2 週間前までに申請し、

組織委員会の電子メールを含む書面（以下「書面」といいます。）による承認を得なければなりません。

2. マーク等の使用にあたっては、組織委員会に対し事前に誓約書兼同意書を提出する必要があります。
3. マーク等の使用後は、必ず「東京 2020 参画プログラムガイドライン」に従って、Web 申請システムにて実績報告申請を行わなければなりません。
4. マーク等の使用にあたっては、組織委員会が指定した条件、その他の指示を遵守しなければなりません。

VI. マーク等の使用に関する基本原則

1. 組織委員会が認証したアクションにのみ使用すること。
2. 認証を受けたアクションが、オリンピック競技大会やパラリンピック競技大会の一部として実施されるような表現をしないこと。また、組織委員会が実施しているものと誤認されるような使用方法でないこと。
3. 承認を得たマーク等の使用と異なる目的や態様で使用せず、かつ、マーク等を一切修正又は改変しないこと。
4. マーク等を営利目的（商品等の広告や寄付金の募集などを含む。）で使用しないこと。また、マーク等を使用するアクションで入場料等を設定する場合も、社会通念上、適切な料金設定であること。
5. 政治的、宗教的その他特定の主張を行う目的で使用しないこと。
6. スポンサーのマーケティング活動を妨げないこと。
（例：マーク等を使用する事業やイベントにおいて、非スポンサーのロゴや名称を露出すること等）
7. マーク等の使用に際して、公序良俗に反しないこと。

VII. 使用にあたっての主な注意事項

- ・マーク等を自己もしくは第三者の商品・サービス等を宣伝したり、認証を受けたアクションに寄付金を募るなどの資金調達を目的に使用することや、営利目的で使用することは認められません。
- ・マーク等の使用対象は認証を受けたアクションのみに限られます。その為、同一団体のアクションであっても組織委員会に申請することなく他のアクションにマーク等を使用することはできません。
- ・マーク等の使用にあたっては、組織委員会が指定した条件、その他の指示を遵守するとともに、サイズ、配置、フォント、色調等について、「東京2020公認マーク／東京2020

応援マークガイドライン」を遵守する必要があります。

VIII. マーク等の使用例

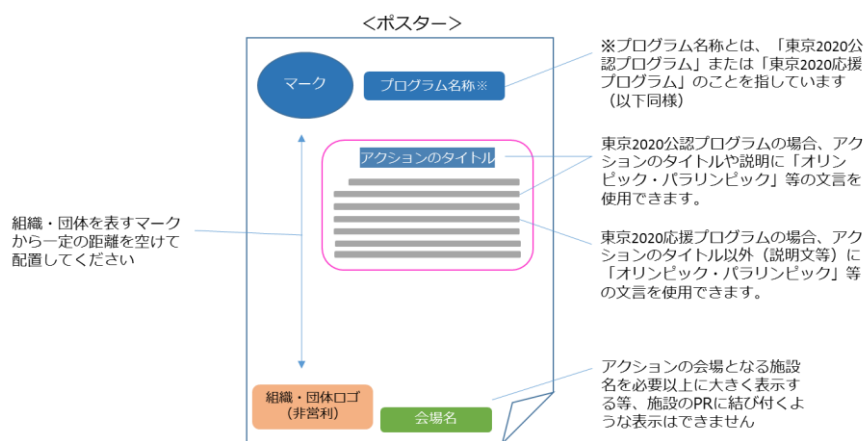
- ・認証を受けたアクションに関する下記の品目に対して、マーク等を付して使用することができます。但し、使用に際しては組織委員会の書面による承認が必要となりますので、事前にデザイン案を提出していただきます。また、本基準で示した品目以外を製作したい場合は、申請をいただいた上で組織委員会にて個別に可否を判断します。

(使用可能品目)

ポスター、ニュースリリース、広報誌、ホームページ、PR 関連ツール (のぼり、懸垂幕、横断幕、チラシ等)

ーポスター

認証を受けたアクションの告知ポスターに、マーク等を使用する場合、アクションの会場となる施設名を必要以上に大きく表示する等、施設の PR に結び付くような表示はできません。また、会場施設を管理・運営する企業がマーク等を使用することはできません。マーク等は、行政マーク等、組織・団体を表すマークから一定の距離を空けて配置してください。

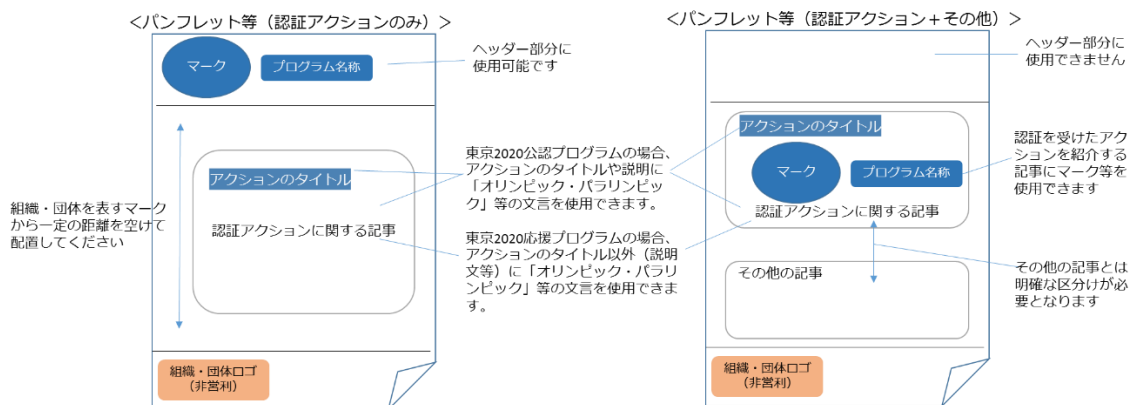


ーパンフレット等

認証を受けたアクションのみを紹介するパンフレットやニュースリリース等に、マーク等を使用する場合、ヘッダー部分にマーク等を使用することができます。その場合、行政マーク等、組織・団体を表すマークから一定の距離を空けて配置してください。

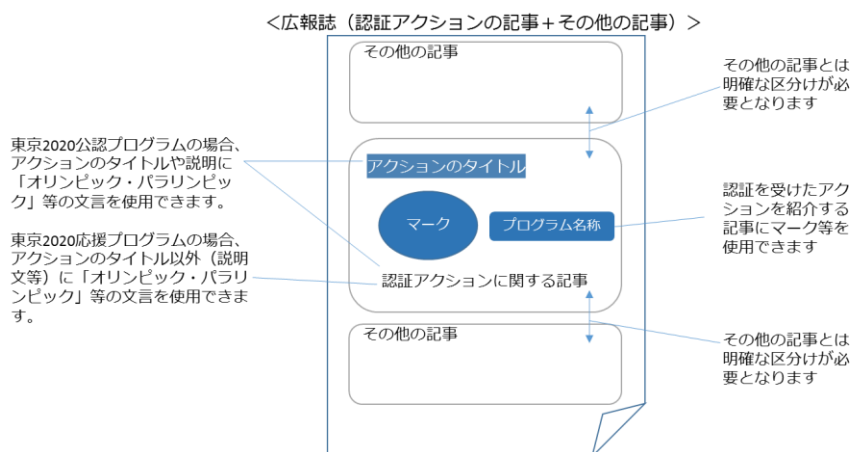
他の記事とともに認証を受けたアクションを紹介するパンフレットやニュースリー

ス等にマーク等を使用する場合は、明確な区分けが必要となります。マーク等は、認証を受けたアクションを紹介する箇所に表示し、ヘッダー等に使用することはできません。



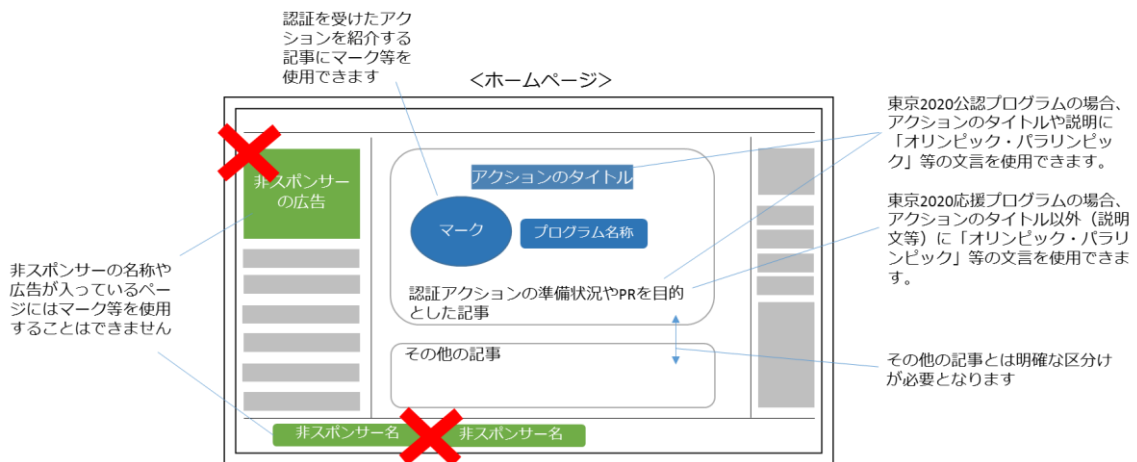
一 広報誌

認証を受けたアクションを紹介する記事に、マーク等を使用することができます。同一ページに他の記事がある場合には、明確な区分けが必要となります。



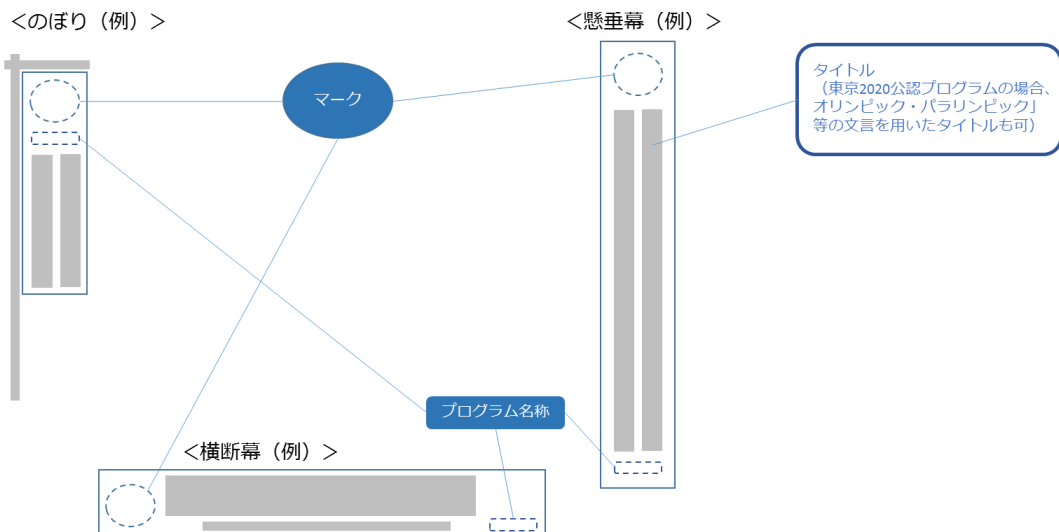
一 ホームページ

認証を受けたアクションに関する準備状況や PR を目的とした記事にマーク等を使用することができます。同一ページに他の記事がある場合には、明確な区分けが必要となります。但し、非スポンサーの広告等が入っているページにおいては、マーク等を使用することはできません。



PR 関連ツール

認証を受けたアクションを紹介するのぼり、懸垂幕、横断幕等にマーク等を使用できます。但し、スポンサーのマーケティング権利を侵害する場所へは掲出できません。



※PR 関連ツール掲出に関する留意事項

商業施設等営利目的の施設には掲出できません。

商店や商業施設にかからない形で公道等には掲出できます。その場合、別途、道路管理者等への手続きが必要です。

会場施設を管理・運営する企業ののぼり、懸垂幕、横断幕等には、マーク等は使用できません。

認証を受けたアクションの運営及び PR と関係のないアクションとの併用表示・掲示はできません。

一案内用ダイレクトメール

認証を受けたアクションの開催を案内するダイレクトメールにマーク等を使用することができます。ダイレクトメールに認証を受けたアクション以外の案内等がある場合には、明確な区分けが必要となります。

一会場内で配布するリーフレット等

認証を受けたアクションを実施する会場等で来場者向けに配布するリーフレット等にマーク等を使用することができます。リーフレット等に認証を受けたアクション以外の内容がある場合には、明確な区分けが必要となります。

一アクションの終了後に作成する報告書等

認証を受けたアクションの実施後に主催者が作成する報告書等にマーク等を使用することができます。報告書等において、認証を受けたアクション以外の内容がある場合には、明確な区分けが必要となります。

IX. マーク等の使用申請

- ・マーク等の使用申請にあたっては、使用を希望するアクションごとに組織委員会の使用承認が必要となります。
- ・申請にあたっては、**Web** 申請システムにて所定の手続きを行って頂きます。
- ・マーク等の無断使用、又は認証を受けたアクション以外への使用があった場合には、認証の取消、マーク等の使用中止を求めることがあります。

ご不明な点は、下記までお問い合わせください

東京 2020 参画プログラムコールセンター

Tel 0570-00-6620 (有料)

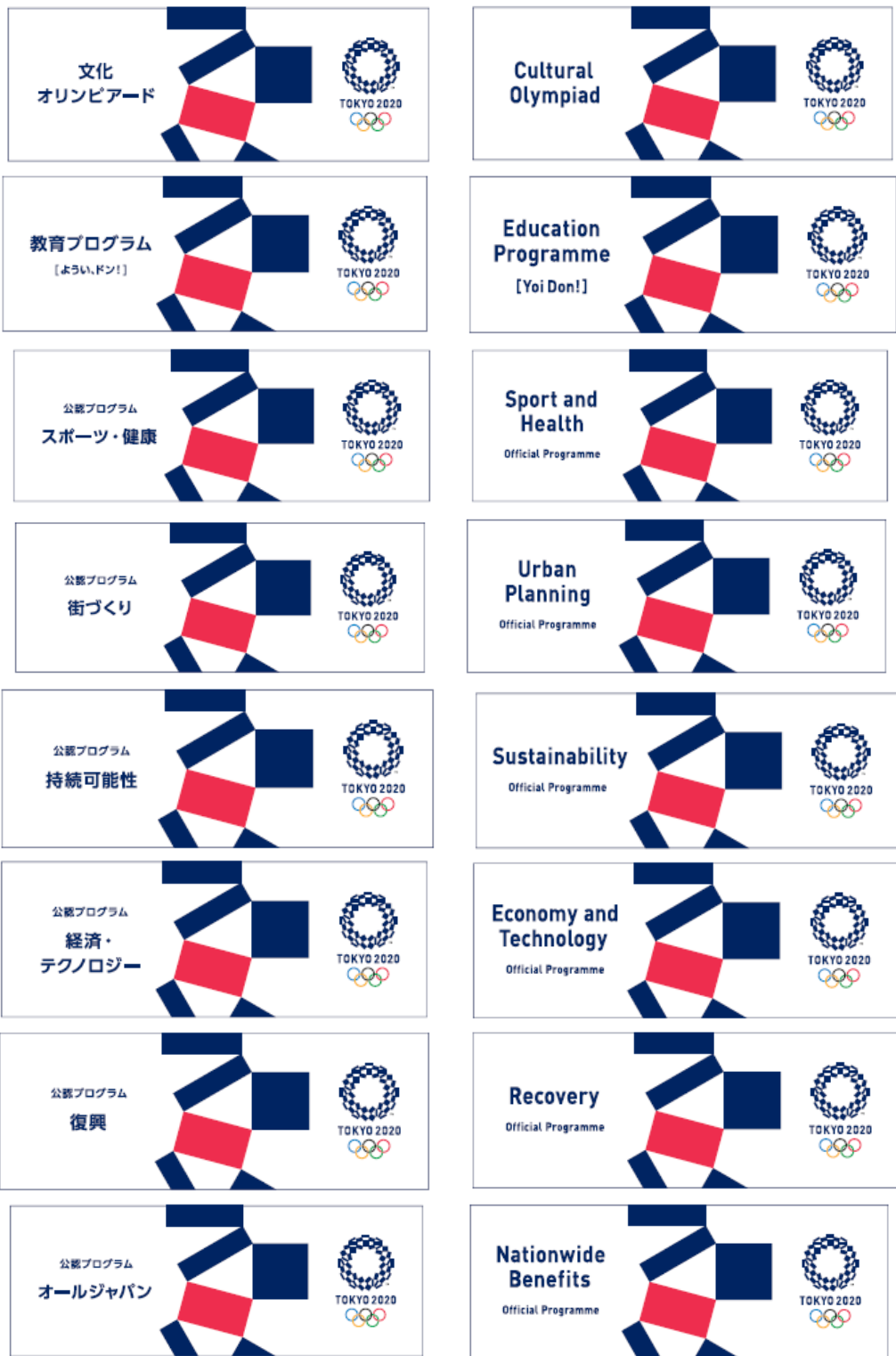
受付時間 9:00～17:00 (※土日祝日・年末年始を除く)

















【Appendix：分野別マーク一覧】

※期間限定で使用可能なマークの提供を行う場合もあります。

・東京 2020 公認マーク（分野別）





<p>文化 オリンピックアード</p> 	<p>Cultural Olympiad</p> 
<p>教育プログラム [ようい,ドン!]</p> 	<p>Education Programme [Yoi Don!]</p> 
<p>公認プログラム スポーツ・健康</p> 	<p>Sport and Health Official Programme</p> 
<p>公認プログラム 街づくり</p> 	<p>Urban Planning Official Programme</p> 
<p>公認プログラム 持続可能性</p> 	<p>Sustainability Official Programme</p> 
<p>公認プログラム 経済・ テクノロジー</p> 	<p>Economy and Technology Official Programme</p> 
<p>公認プログラム 復興</p> 	<p>Recovery Official Programme</p> 
<p>公認プログラム オールジャパン</p> 	<p>Nationwide Benefits Official Programme</p> 

・東京 2020 応援マーク（分野別）



※その他、カラー・モノクロ、外枠のありなしがあります。